

別表 1 (第2条、第5条関係)

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 経営所得安定対策等推進事業	市町村等が行う経営所得安定対策の申請手続き支援等に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
2 実り豊かなふくしまの産地整備事業	園芸特産物、畑作物、飼料作物、主要農作物種子等の生産振興や生産拡大等に要する経費 1 園芸作物支援対策 (1) 園芸産地拡大支援タイプ (2) 新たな生産システムモデル産地形成タイプ 2 土地利用型作物支援対策 (1) 産地拡大支援タイプ (2) 飼料作物支援タイプ (3) 主要農作物種子支援タイプ	1 / 3 以内 (ただし、FGAP以上の認証取得済み又は認証取得を目指す産地は4 / 10以内) 1 / 3 以内 (ただし、FGAP以上の認証取得済み又は認証取得を目指す産地は4 / 10以内) 1 / 3 以内 (ただし、FGAP以上の認証取得済み又は認証取得を目指す産地は4 / 10以内) 1 / 3 以内 1 / 3 以内	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
3 指定野菜価格安定資金造成事業	福島県青果物価格補償協会が独立行政法人農畜産業振興機構において、指定野菜の価格低落時に交付する補給準備金の造成を行うにあたり、独立行政法人農畜産業振興機構に対して納付を要する経費	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
4 特定野菜価格安定資金造成事業	福島県青果物価格補償協会が特定野菜の価格低落時に交付する補給準備金の造成に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	
5 青果物価格安定資金造成事業	福島県青果物価格補償協会が青果物等の価格低落時に交付する補給準備金の造成に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	
6 菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 生産振興事業 (1)種子確保事業 (2)整備事業 2 需要拡大・地域連事業 (1)産地強化事業	定額 1 / 2 以内、定額 定額 (400千円/1箇所以内)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
7 ふくしまの工芸農作物等産地支援事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 葉たばこ安全性向上対策事業 2 ふくしまの蚕糸産地機能強化対策事業	定額 定額 (1箱当たり750円)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
8 畑作物の産地形成・強化事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 収量確保・品質向上支援事業に要する経費 2 産地強化活動支援事業に要する経費	1 / 2 以内 定額 (上限300千円)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
9 ふくしま米消費拡大推進事業	ふくしま米需要拡大推進協議会又は、福島県米消費拡大推進連絡会議が行うふくしま米のキャンペーンクルーの選考や各種キャンペーン等によるふくしま米の風評払拭・消費拡大・需要拡大活動等に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
10 学校給食等地産地消推進事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 市町村立小中学校等の学校給食等で、1回の給食を構成する品目のうち、8割以上の品目に県産農林水産物を使用した給食等の食材購入に要する経費 2 市町村立小中学校等が行う食育活動に要する経費及び栄養士や調理師等を対象とした地産地消に関連した研修会等の開催に要する経費	定額 (上限 学校給食：児童生徒1人当たり500円、病院食：病院床1床当たり2,000円) 定額 (上限 1団体当たり50,000円)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
11 「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業	県内の市町村、県内に主たる事務所を置く民間団体及び県域農業団体が、GAPにより生産物のPRやパッケージングの向上など、販売・消費の拡大を図るための国内における県産農林水産物の販売・PR活動に要する経費	定額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
12 輸出回復緊急対策事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 (海外販路拡大事業) 海外での商談会等のイベント、海外百貨店等における個別商談及び市場調査、海外輸出のための情報収集等に要する経費 2 (輸出環境整備事業) 輸出対象国(地域)が求める検疫等の条件への対応(証明書取得、検疫官の招へい、輸送試験及び保存試験等)、海外バイヤーの招へい等に要する経費	補助対象経費の3/4以内(ただし、補助額は民間団体につき1,500千円を上限とし、県域農業団体につき3,000千円を上限とする。) 定額(ただし、補助額は民間団体につき1,500千円を上限とし、県域農業団体につき3,000千円を上限とする。)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
13 地域産業6次化ステップアップ強化事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 6次化新商品開発チャレンジ事業 県産農林水産物を活用した6次化商品の開発又は改良等に要する経費 2 売れる6次化商品づくり実践事業 県産農林水産物を活用した6次化商品を自ら生産に取り組むために必要な加工機械等の整備に要する費用	補助対象経費の1/2以内(ただし、補助額は100千円を下限として、1,000千円を上限とする。) 補助対象経費の1/2以内(ただし、補助額は750千円を下限として、3,000千円を上限とする。)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
14 ふくしま食のプラットフォームづくり推進事業	ふくしま食のプラットフォームづくりに取り組む際の次に掲げる経費 1 ブランド化支援 2 商品化支援 3 福島フードファンクラブ運営 4 販路開拓支援	定 額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
15 福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業	原子力被災12市町村において農産物等の販路開拓のコンサルティング等に要する経費	定 額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
16 ふくしま米オール“特A”獲得推進事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 生育の診断等に要する経費 2 関連機械等のリース整備に要する経費	定 額 物件価格の1/2以内 (上限4,000千円)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
17 ふくしまプライド日本酒の里確立事業	県内蔵元が、県産酒造好適米の使用量を増加して、県産酒造好適米100%使用の日本酒の増産するために必要な経費	1/2以内 (上限2,000千円)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
18 ふくしま水田高度利用推進事業	水田を利用した1年2作または2年3作体系の導入に必要な次に掲げる経費 1 乾田化に必要な機械導入経費 2 定植・収穫機の導入経費 3 優良品種切替に必要な経費	1/2以内 (3は増反分のみを対象とする。)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
19 「園芸王国ふくしま」グローバルリンク事業	次に掲げる事業の実施に要する経費 1 ふくしまブランド輸出強化事業 2 グローバル化実践支援事業	1/2以内 定 額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
20 地域産業6次化ビジネスモデル推進事業	県内各地域の主力農林水産物や振興作物・特産品等を活かした新商品や新サービスの開発・創出等の取組に要する経費	定 額	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
21 ニューマーケット対応型ふくしま米産地育成事業	業務用米や輸出用米、飼料用米等に取り組み、効率的な出荷体制の整備に要する経費	1/2以内 (上限1,000千円)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。
22 施設園芸産地力強化支援事業	他の補助制度等を活用して園芸作物の施設化等に取り組む産地が、併せて行う良質な水源確保に係る経費	1/2以内 (上限1,000千円/水源1か所当たり)	事業費の30%を超える増減。 補助金の増額。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

別 表 2 (第15条関係)

事 業 名
<ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等推進事業 (県全域又は農林事務所の管轄を越えて広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。) ・実り豊かなふくしまの産地整備事業 (事業実施主体が県全域に及ぶ団体である場合を除く。) ・菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業 (事業受益地区が県全域に及ぶ場合を除く。ただし、ソフト事業については、事業受益地区が農林事務所の所管地区を越える広域である場合を除く。) ・畑作物の産地形成・強化事業 (事業実施主体が県全域に及ぶ団体又は事業実施地区が農林事務所の所管地区を越える広域である場合を除く。) ・学校給食等地産地消推進事業 ・「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業 (県域農業団体及び、農業協同組合が事業実施主体であって事業受益地区が農林事務所の所管地区を超える広域である場合を除く。) ・ふくしま米オール“特A”獲得推進事業 (事業実施主体が県全域に及ぶ団体又は事業実施地区が農林事務所の所管地区を越える広域である場合を除く。) ・ふくしまプライド日本酒の里確立事業 ・ふくしま水田高度利用推進事業 (事業実施主体が県全域に及ぶ団体である場合を除く。) ・「園芸王国ふくしま」グローバルリンク事業 (事業実施主体が県全域に及ぶ団体である場合を除く。ただし、ソフト事業については、事業受益地区が農林事務所の所管地区を越える広域である場合を除く。) ・ニューマーケット対応型ふくしま米産地育成事業 (事業実施主体が県全域に及ぶ団体である場合を除く) ・施設園芸産地力強化支援事業 (事業受益が県全域に及ぶ場合を除く。)